

地震等緊急時対応の手引き

令和2年4月改訂

公益社団法人 日本水道協会

目 次

第1章 相互応援の一般事項	1
1 本手引きの目的	1
2 本手引きの位置づけ	1
3 情報連絡	2
3-1 情報連絡体制	2
3-2 日本水道協会救援本部	5
3-3 先遣調査隊	6
3-4 現地調整隊	6
3-5 広域調整隊	8
4 応援要請	9
4-1 応援の要請	9
4-2 応援準備態勢	12
4-3 応援先の決定	13
4-4 応援隊の出動	13
4-5 中継水道事業体	14
4-6 支援拠点水道事業体	15
5 水道給水対策本部の設置	16
5-1 水道給水対策本部	16
5-2 応援水道事業体の応急給水隊・応急復旧隊	18
5-3 幹事応援水道事業体	18
6 費用負担の基本的な考え方	21
6-1 応急給水・応急復旧における費用負担	21
6-2 派遣のキャンセル費用等の取扱い	23
6-3 先遣調査隊・広域調整隊の派遣に係る費用負担	23
6-4 現地調整隊の派遣に係る費用負担	24
6-5 中継水道事業体・支援拠点水道事業体の費用	24
6-6 応援経費に係る費用精算	24
6-7 応急給水・応急復旧費用に対する国庫補助等	26

7	労働災害等の基本的な考え方	3 1
7-1	労働災害の取扱い	3 1
7-2	第三者に対する損害賠償の取扱い	3 2
7-3	その他事故等の取扱い	3 2
第2章	平常時における応急活動の準備	3 3
1	応急給水について	3 4
1-1	応急給水の資機材等の準備	3 5
1-2	給水基地・応急給水拠点及び 救急病院等重要施設等の情報の整備保管	3 9
1-3	情報連絡の確保	4 1
1-4	応急給水の関係機関との連絡調整	4 2
1-5	応急給水マニュアルの整備	4 2
1-6	救急病院等重要施設への給水	5 0
1-7	応援隊の受け入れ体制	5 1
2	応急復旧について	5 4
2-1	応急復旧の資機材等の準備	5 4
2-2	配管図面等図書類の整備保管	6 0
2-3	情報連絡の確保	6 1
2-4	応急復旧の関係機関との連絡調整	6 2
2-5	応急復旧マニュアルの整備	6 2
2-6	災害査定用資料作成の手順	6 5
2-7	応援隊の受け入れ体制	6 7
第3章	災害時における応急活動の実施	6 8
1	応急給水について【被災水道事業体】	6 9
1-1	被災水道事業体による応急給水活動の作業方針	6 9
1-2	被災水道事業体による応急給水の活動詳細	7 2
1-3	被災水道事業体による応急給水活動の経過記録	7 9
2	応急給水について【応援水道事業体】	8 2
2-1	応援水道事業体による応急給水の準備	8 2
2-2	応援水道事業体による応急給水活動の作業方針	9 2
2-3	応援水道事業体による応急給水の活動詳細	9 2

2-4 応援水道事業者による応急給水活動の経過記録.....	9 8
3 応急復旧について【被災水道事業者】	1 0 0
3-1 被災水道事業者による応急復旧活動の作業方針.....	1 0 0
3-2 被災水道事業者による応急復旧の活動詳細.....	1 0 4
3-3 被災水道事業者による応急復旧活動の経過記録.....	1 1 0
3-4 災害時における技術支援事例 (水運用計画・仮設浄水装置等設置計画・機械電気設備計画・ 漏水調査・水質検査・災害査定補助)	1 1 3
4 応急復旧について【応援水道事業者】	1 1 8
4-1 応援水道事業者による応急復旧の準備.....	1 1 8
4-2 応援水道事業者による応急復旧活動の作業方針.....	1 2 8
4-3 応援水道事業者による応急復旧の活動詳細.....	1 2 8
4-4 応援水道事業者による応急復旧活動の経過記録.....	1 3 2
4-5 災害時における技術支援事例 (水運用計画・仮設浄水装置等設置計画・機械電気設備計画・ 漏水調査・水質検査・災害査定補助)	1 3 5
第4章 教育・訓練	1 3 9
1 教育・訓練の定期的な実施について	1 3 9
1-1 水道事業者における教育・訓練.....	1 3 9
1-2 一般行政部局との訓練.....	1 4 1
1-3 他水道事業者等との広域訓練.....	1 4 1
1-4 地域住民との連携(訓練)	1 4 1
1-5 応援受入訓練.....	1 4 2
第5章 広報	1 4 3
1 平常時の広報	1 4 3
1-1 広報内容.....	1 4 3
1-2 広報媒体.....	1 4 4
2 災害発生時の広報	1 4 7
2-1 災害発生時の広報活動.....	1 4 7
2-2 災害発生時の広聴活動.....	1 5 0

2-3 報道機関からの取材への対応.....	1 5 2
2-4 デマに関する対応.....	1 5 2
2-5 更なる効率的な広報手法の検討.....	1 5 2

資料・様式・参考

(資料)

資料1 情報連絡・応援要請・出動フロー.....	1
資料2 先遣調査隊・現地調整隊・広域調整隊の役割.....	3
資料3 災害時対応確認シート【1】【応急給水編】.....	4
資料4 災害時対応確認シート【2】【応急復旧編】.....	5

(様式)

様式1 ○○○支部災害時相互応援に関する協定.....	6
様式2 被害・応援要請情報.....	9
様式3 日本水道協会 救援本部の(設置・変更)について.....	1 1
様式4 現地調整隊の決定について.....	1 2
様式5 応援要請書.....	1 3
様式6 給水車準備・活動状況.....	1 4
様式7 中継水道事業体使用可能施設報告書.....	1 5
様式8 ○○県支援拠点水道事業体の(設置・変更)について.....	1 6
様式9 水道給水対策本部の(設置・変更)について.....	1 7
様式10 災害時の応急復旧費用に関する負担協定.....	1 8
様式11 資機材の備蓄及び整備状況調査票.....	2 1
様式12 応急給水応援体制報告書.....	2 3
様式13 応急給水作業指示書.....	2 4
様式14 応急給水作業予定書.....	2 6
様式15 応急給水作業集約書.....	2 7
様式16 水道施設被害状況等調査票.....	2 8
様式17 応急復旧応援体制報告書.....	2 9
様式18 漏水調査受付書/漏水調査報告書.....	3 1
様式19 応急復旧活動対応表.....	3 3
様式20 管路修理報告書.....	3 4
様式21 管路修理集約表.....	3 6

様式 22	管路被害算定表（管種・口径・被害形態別）	3 7
様式 23	黒板（撮影表示板）の作成（例）	3 8
様式 24	標準装備一覧表	3 9
様式 25	水道施設被害状況等集計表（第 ◎ 報）	4 1
(参考)		
参考 1	災害時における応急復旧活動の応援協力に関する覚書 （全国管工事業協同組合連合会）	4 2
参考 2	災害時における薬品の供給に関する協定【概要】 （薬品関係工業会）	4 3
参考 3	災害時における支援活動に関する協定【概要】 （独立行政法人水資源機構）	4 4
参考 4	災害時における宿泊施設の情報提供に関する協定【概要】 （全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会）	4 5
参考 5	【考察】南海トラフ巨大地震への備え	4 7

主な用語の定義

◆ 地震等緊急時

次の事態が発生した場合のこと。

- 震度5(弱)以上の地震
- その他の自然災害及び事故等により大規模な断水が発生した場合

◆ 被災地方支部(長)

地震等緊急時が支部区域内で発生した地方支部(長)

◆ 被災都府県支部(長)等

地震等緊急時が支部区域・地区内で発生した都府県支部(長)・地区協議会(区長)

※以下、本文中において「都府県支部(長)等」と表記する場合は、都府県支部(長)・地区協議会(区長)のことを表す

◆ 被災水道事業体

地震等緊急時が給水区域内で発生した水道事業体

◆ 受援水道事業体

地震等緊急時において他の水道事業体に対し応援要請をし、応援を受けた水道事業体

◆ 応援地方支部(長)

日本水道協会救援本部から応援要請を受けた地方支部(長)

◆ 応援都府県支部(長)等

所属する地方支部長から応援要請を受けた都府県支部(長)等

◆ 応援水道事業体

所属する都府県支部長から応援要請を受けた水道事業体

◆ 日本水道協会救援本部

地震等緊急時において、大規模な支援が必要と判断される場合に、被災地方支部長から意見を聞き、発災後速やかに日本水道協会に設置される機関

被災情報の集約や応援活動に係る調整、国・関係団体等との連絡調整等の役割を担う

◆ 先遣調査隊

震度6（強）以上の地震又はその他災害・事故等において、日本水道協会救援本部長が必要と判断した場合、日本水道協会救援本部から被災水道事業体へ派遣される調査隊（救援本部からの派遣が困難な場合は、地方支部長に依頼）

早期に現地の被害状況を収集・把握し、関係者との情報共有を図ることにより、その後の円滑な応援体制の確立に寄与するための役割を担う

◆ 現地調整隊

被災水道事業体における応援受入体制の確立に当たり、調整支援が必要になると判断される場合、被災水道事業体と協議の上、被災都府県支部長等の決定により被災水道事業体へ派遣される調整隊

なお、被災都府県支部等内において派遣が困難な場合は、被災地方支部長が決定し、さらに、被災地方支部内において派遣が困難な場合は、日本水道協会救援本部が派遣を決定する

◆ 広域調整隊

地震等緊急時において、大規模な応援活動が必要になると日本水道協会救援本部長が判断した場合、被災地における広域的な応援体制を確立しその活動を補助・調整するため、日本水道協会救援本部から広域的な連絡調整が行える場所（例：被災地方支部長都市又は被災都府県支部長等都市など）に派遣される調整隊

◆ 水道給水対策本部

被災水道事業体（本部長：水道事業管理者）に設置され、一般行政部局の災害対策本部との情報連絡調整の窓口、応援水道事業体の応援活動に対する指揮命令、応援水道事業体との職員派遣や資機材の調達等に関する調整を行う、現地の統括機関

◆ 幹事応援水道事業体

水道給水対策本部と応援水道事業体との連絡調整を効率的に行うため、必要に応じて応援給水隊及び応急復旧隊ごとに置かれ、水道給水対策本部との連絡調整や各隊の応援水道事業体へ指示等を行う応援水道事業体

◆ 中継水道事業体

被災地への参集及び帰任に際し、長距離移動を必要とする応援車両の待機場所や職員の休憩、宿泊場所を提供するとともに、広域災害等で情報の不足などから応援先を確定できない場合に当面の目的地となる水道事業体

◆ 支援拠点水道事業者

被災地の被害が甚大で、応援の長期化が避けられない場合や物資の調達に支障が出た場合等に、効率的な応援体制の構築を実現する目的から、給水車への給水基地の提供、宿泊場所確保の補助又は情報連絡の補助等を行う水道事業者

◆ 給水基地

応急給水隊(応急給水班)に水を補給する浄水場や配水池等

◆ 応急給水拠点

住民に対し、応急給水を行う場所(避難場所など事前に設定された地点及び仮設水槽等を設置した地点)

◆ 広域災害

複数の都府県支部等において、他の都府県支部等に応援要請を行う必要がある被害を生じた災害